

特記仕様書

工事名：姫路工学キャンパス土砂崩落復旧工事

工事場所：姫路市書写地内

工期：令和7年3月31日限り

(特記仕様書の適用)

第1条

本特記仕様書は、上記記載の工事に適用する。

(適用する図書)

第2条

本工事の施工にあたっては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によらなければならない。

土木工事共通仕様書〔平成29年12月〕（兵庫県土木部）※1

土木工事施工管理基準〔平成29年12月〕（兵庫県土木部）※2

土木請負工事必携〔平成29年12月〕（兵庫県土木部）※1

※1：令和6年4月、※2：令和5年10月改訂

地山補強土工法設計・施工マニュアル〔平成25年10月〕（地盤工学会）

切土補強土工法設計・施工要領〔令和6年7月〕

（東日本・中日本・西日本高速道路（株））

(工期の延伸)

第3条 本工事は、諸手続き完了後に繰越し予定であり施工期限を「令和7年9月30日限り」に変更する予定である。

(設計図書と現地の整合確認)

第4条

1. 本工事の施工に先立ち、受注者は設計図書と現地との整合を確認し、万一設計図書と不適合な箇所を発見の際は、監督員へ報告・協議し、監督員の指示に従うものとする。
2. 工事着手前に各施工箇所の事前測量を綿密に行い、現地を確認するとともに監督員に書面を持って測量結果を報告すること。なお、上記業務、作業等に掛かる一切の費用は請負代金に含まれるため、設計変更の対象とはしない。

(一般事項)

第5条

1. 受注者は、工事に先立ち事前調査を行い、現場を十分把握した後、関係機関への調整および必要な申請手続きを行うとともに、施工計画作成要領に基づき工事実施に必要な事項を記載し、監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は工事実施に当たり、労働安全衛生法等諸法令および工事に関する諸法規を遵守し、その運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。
3. 工事実施に伴う施設の事故、人身に損傷を生じた事故、また第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は工事実施の都合上、休日または夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に協議し、承諾を得ること。

5. 受注者は、工事期間中天候等に注意し、出水(台風等)の恐れがあるときには工事を行わないこと。ただし、予期せぬ出水等により作業制限を受ける場合には、監督員の指示に従わなければならない。また、大雨等注意報が発令された場合、監督員からの連絡がなくともパトロール班を待機させ、監督員に連絡すること。
6. 受注者は、工事着手前に必要な箇所(進入路・地下埋設物・建物・架空線等)の調査を行い、監督員に報告の上、本工事によって影響がないことを確認した後、工事に着手しなければならない。なお、工事中においても同様とする。
7. 道路占用等が必要となった場合は、その旨を監督員と協議し、関係機関へ説明する図面・資料等を作成すること。

(建設リサイクル法等に基づく手続き)

第6条

受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第12条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、提出するものとする。

併せて、再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を提出するものとする。

- ・ 再資源化が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

(建設発生土等の搬出先)

第7条

建設発生土等の搬出先は、積算参考条件として以下を設定している。

品名	施設の名称	運搬距離	所在地	受け入れ諸条件	その他
建設発生土	太子土地建物	5.4km	姫路市林田町下伊勢703番70	県土整備部の「建設副産物の処理ならびに受け入れ価格」に掲載される該当施設の受け入れ条件を遵守すること。	監督員の指示による

上表については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものでなく、受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消等により受け入れ困難となった場合は、設計変更を行う。

この他、工事発注後明らかになった事情より、予定した積算参考条件により難しい場合は、

監督員と協議するものとする。

(過積載による違法運行の防止・土砂等の搬出に係る過積載防止対策)

第8条

受注者は過積載防止について、「過積載防止対策要領」を遵守して取り組まなければならない。また、その具体的内容を施工計画書に記載するものとする。

(通行許可)

共通仕様書(1-24)第1章総則 1-1-1-32 交通安全管理 12. 通行許可について、以下のとおり読み替える。

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法(平成30年6月改正法律第41条)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

- ① 施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。
- ② 搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。
(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)
- ③ 通行許可証の写しを提示すること。

(コンクリートの養生)

第9条

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中コンクリートとしての施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ、外気温度等を考慮してその方法及び期間、養生温度等を計画して、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(受注者の臨場)

第10条

監督員の行う段階確認においては、現場代理人または主任(または監理)技術者、若しくは、あらかじめ監督員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

(段階確認)

第11条

受注者は、共通仕様書の表3-1-1 段階確認一覧表に示す各種別及び監督員の指示した種別等の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

(出来形数量の提出)

第12条

受注者は、監督員の指示があれば工事の進捗に応じて出来形数量を算出し、その結果を監督員が指示する期日までに監督員に提出するものとする。

監督員が指示する期日とは、各工種の施工が完了から2週間以内とする。

(工事写真)

第13条

1. 工事写真等の成果品は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成すること。デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数100万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。また、記録形式はJPEGとし、圧縮率(撮影モード)については、圧縮率0%（非圧縮に相当するモード）を基本とする。なお、これにより難しい場合は、発注者と協議の上決定する。

2. 「デジタル写真管理情報基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、本県では、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。

(準備工)

第14条

施工前準備として、必要に応じて、現場内の伐木、除根、除草作業、段切り工等を土木工事共通仕様書に従って実施すること。伐木以外の準備作業については共通仮設費の準備費に含まれるため、別途計上はしない。なお、伐木は原則、工事に支障がある木を伐木するものとする。但し、実際の伐木に当たっては、監督員の承諾を受けた上で施工すること。

(仮設工)

第15条

1. 工事ヤードの使用箇所や面積については、監督員と協議する。

2. 通行路(公道・キャンパス内道路)、借地用地(部室周辺)等を損傷させた時は受注者の負担で原形復旧を行うこと。公道の復旧については道路管理者と事前協議すること。

(計画断面)

第16条

計画断面については、工事着手前に現地確認の上、協議において決定する。なお、事前調査及び施工中に実際の断面形状や土質などが計画断面と大きく相違することが判明した場合は必ず監督員に報告すること。

上記報告に基づいて監督員・受注者・詳細設計コンサルで協議の結果、断面形状等の変更を行う必要が生じた場合には、設計変更の対象とするものとする。

(地元対策等について)

第17条

1. 当現場は、北側敷地に民家が近接している。そのため、掘削や吹付法枠等付近で作業を行う際は民地の施設へ影響を与えないように留意し施工を行うものとする。また、工事着手前後で写真管理を行う等、原形復旧作業が必要な場合は、それら必要な根拠資料、事項について整理すること。その際、必要に応じて土地所有者と事前・事後協議を行い、施工中に施設へ損傷を与えた場合は受注者の責において復旧作業等を行うこと。

2. 契約手続き後、地元に対して工事説明会等を開催する予定はない。ただし、使用する道路周辺や現場北側の通路の安全管理を講じるとともに必要に応じて監督員と協議を行うこと。

(工事中の安全確保、交通誘導員)

第18条

1. 掘削等の施工において湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、監督員と協議する。
2. 工事により汚濁水が発生した場合、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
3. 交通誘導警備員は、下表の配置を想定し設計図書の員数を計上しているが、監督員等との打合わせ結果または、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとして設計変更の対象とする。
4. 受注者は、交通誘導員の配置計画等において、現地交通状況や地元自治会等の考慮を行った上で決定することとし、必要に応じて監督員と協議を行い、現場の安全確保に努めるものとする。

配置場所	編 成	昼夜間別	交代要員の有無
工事用車両出入口	交通誘導警備員 B 1 名/日	昼間	無

なお、交通誘導員 A、B の定義は次の通り。

交通誘導員 A：警備の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員 A または 2 級検定合格警備員。

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。

（施工上の留意点）

第19条

施工に際し下記事項に留意し、監督員と協議し円滑に施工を行うものとする。

1. 崩落斜面部は大型土のうが設置されているため、撤去後斜面を設計に基づき整形し、法面形状を確認し、監督員に報告するものとする。
2. 鉄筋挿入工の削孔径は $\phi 65\text{mm}$ としているが、削壁が自立しない場合は、監督員に報告するとともにその対応の指示を受けるものとする。
3. 吹付砕工の配置位置は、現地状況に合わせて割付図を作成し、監督員に報告し承諾を得るものとする。
4. 計画している吹付砕施工のためのプラント設置位置は、部室に近接しているため計画段階で監督員と協議するものとする。

（その他）

第20条

土砂崩落等危険と判断される時は、危険防止のための対策を設計図書に関して監督員と協議するものとする。

その他、工事内容等で疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。